



C20 ポリシー・バック 2019

G20 に向けた世界市民の政策提言書 概要

(全体コミュニケ概要)

約束を行動に移すとき、それは今。

2015 年に「持続可能な開発目標」(SDGs) が採択されたとき、「持続可能な世界」に向け、人々は希望を持ちました。期限は 2030 年。あと 10 年しかありません。

今、世界には不安な要素が多くあります。貧困や格差、気候変動が深刻化しています。多くの女性たちは、ジェンダー格差に苦しんでいます。途上国の債務は深刻化しています。進展する科学技術イノベーション、デジタル化についても、多くの人びとがアクセスできずに取り残されています。

危機が深刻なあまり、多くの人びとは、これまでの多国間主義や自由貿易、既存の民主主義の仕組みでは物事を解決できないと考え始めています。国際社会のリーダーたちは、自らが試されているということを知る必要があります。このままでは、私たちが守り育ててきた民主主義や多様性といった価値観それ自体が危機に瀕する可能性があります。

約束を行動に移すとき、それは今。国際社会は、数多くの約束をしてきましたが、残念ながら、それらは十分に行動に移されていません。G20 をはじめとする国際社会のリーダーたちに呼びかけます。今すぐ、市民社会とともに、そして多くの「取り残されている」人々とともに、約束を行動に移しましょう。地球規模の課題には、地球規模で取り組む必要があります。私たちが培ってきた、多国間主義、民主主義、市民的権利、透明性や公開性といった共通の価値観は、そのために必要なのです。

約束を行動に移すとき、それは今。新しい時代を開く 2019 年、日本は G20 のホスト国になりました。世界は、日本にそのリーダーシップを期待しています。

<「C20 ポリシー・バック 2019」について>

「C20 ポリシー・バック 2019」は、2019 年 6 月に開催される G20 大阪サミットに向けて各社会セクターを代表して政策提言を行う「エンゲージメント（参画）・グループ」の一つである「C20」（市民 20）が、G20 の主要課題についての市民の意見をまとめた政策提言書です。本政策提言は、G20 に向けて「2019G20 サミット市民社会プラットフォーム」が事務局となり、C20 に取り組む国際的な枠組みである「C20 国際諮問委員会・運営委員会」と連携してまとめたものです。この提言は、世界 30 ヶ国以上、600 人以上が直接参加してつくられたもので、4 月に開催される C20 サミットの前後に、安倍晋三総理に手渡されます。

<提言に関する問い合わせ先>

2019C20 サミット市民社会プラットフォーム 共同事務局（メールアドレス：c20@civil-20.org）

©（特活）国際協力 NGO センター（JANIC）（担当：堀内）、（一社）SDGs 市民社会ネットワーク（担当：稲場）

1. 東京民主主義フォーラム宣言

- ◎ 戦後最大の人道危機といわれる状況に陥っている現代。世界では、抑圧的な政府が増え、平和や人権が脅かされ、これまで築いてきた民主主義や市民の権利が脅かされる状況が世界各地で生じています。科学技術イノベーションやデジタル化も、使い方を間違えれば、監視社会を強化することになりかねません。
- ◎ SDGs の「ゴール 16」は、平和的で包摂的な社会を実現し、すべての人々に司法アクセスを提供し、全てのレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築することを掲げています。「ゴール 16」は、子どもに対する暴力、ジェンダー差別に基づく暴力を含む、暴力や組織犯罪、腐敗、汚職をなくし、平和を守り、民主主義、透明性、包摂性、説明責任、法治主義、ジェンダー平等といった、国際社会の共通の価値観を守り育て定着させることを目指しています。科学技術イノベーションやデジタル経済といった新しい課題に取り組むうえでも、この価値観は重要です。
- ◎ G20 は今こそ、「SDGs ゴール 16」の実現に取り組む必要があります。

2. 腐敗の防止（反腐敗ワーキング・グループ）

「腐敗の防止」については、（１）インフラ投資・整備における腐敗防止と、（２）内部告発者の保護と権利確立の２点を焦点にしています。

- ◎ 世界的に進むインフラ投資・整備における腐敗防止については、OECD の多国間事業ガイドラインの順守、人権や労働権、環境破壊、汚職の防止、利益相反の禁止などを徹底するように求めています。また、公共入札の公開性や情報アクセス権の拡大、案件形成・実施・フォローアップにおける市民参加の拡大を求めています。
- ◎ 内部告発者の課題については、内部告発者の保護と権利の確立について、国際的な標準に合わせた、高いレベルでの包括的な法制度の整備とベストプラクティスの共有を求めています。
- ◎ また、女性の方が、腐敗による損害をより多く被る現状について、腐敗とジェンダーの関係についての調査と対策の必要性を主張。さらに、G20 が約束したことを実行する上で、効率性とアカウンタビリティを高めるための仕組みの整備が必要と主張しています。

3. 教育（教育ワーキング・グループ）

「教育」については、①教育は基本的人権であるという原則、②教育の公平性と包摂性を高め、格差を縮小させる投資の必要性、③すべての子どもが 12 年間の無償で質の高い教育を修了できるよう公教育への投資の拡大、について訴えています。

- ◎ 教育は、より包括的で豊かで平和な社会の実現のために投資すべき重要な「人的資本」であると同時に、“教育とは基本的人権である”という原則を主張しています。“経済成長を促す教育への投資”という経済的観点のみならず、SDG 4 や「SDG 4 実施のためのインチョン宣言」に基づき、最も取り残された人々を含むすべての人々が、幼児期から生涯にわたって質の高い教育を受けられるよう、“教育の公平性を高めるための投資”の重要性を主張します。また、平和、公正、人権、文化的多様

性、社会的結束を促進するための持続可能な開発のための教育(ESD)および地球市民教育(GCED)の促進を希望します。

- ◎ 特に女子に対する STEM 教育の拡充やデジタル・アクセスの改善等を歓迎しつつも、導入された技術・イノベーションが最大限持続可能に教育効果をもたらし、格差縮小に向かうよう、国や地域社会の文化的背景を理解し、地域のカリキュラムに沿って実施されることを求めます。
- ◎ すべての子どもが最低限、幼児・初等・中等教育の 12 年間の無償で質の高い教育を修了できるよう、政府が優先的に公教育に投資することを訴えています。性別、人種、民族、障害、社会経済的地位に基づく差別、いじめや暴力のない安全な学習環境に投資がなされるべきです。また、ジェンダーに配慮した教育政策やカリキュラム、紛争・災害の影響を受けた子どもたちが継続して教育を受けられるよう訴えています。
- ◎ すべての子どもが 12 年間の無償で質の高い教育を修了できるよう、「SDG 4 実施のためのインチョン宣言」に基づき、GDP の少なくとも 4~6%かつ/または総公共支出の少なくとも 15~20%を教育に充てることを G20 として再度確認することが必要です。また、債務の持続可能性、ODA0.7%目標、低所得国に対する基礎教育分野の財政支援である「教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE)」や「教育を後回しにはできない (ECW)」に、積極的に貢献をすることを希望します。

4. 環境・気候・エネルギー (環境・気候・エネルギー・ワーキング・グループ)

「環境・気候・エネルギー」については、特に、この環境・気候変動・エネルギー問題が、とりわけ脆弱かつ貧しい人々がさらに深刻な影響を大きく受けるという点を含め、直ちに取り組みを強化すべき喫緊の課題であるということを主張しています。G20 諸国は、温室効果ガス排出の約 80%を占めており、率先して行動し、本来の役割を果たすべきです。そこで、G20 に対し以下の事項を提案しています。

- ◎ パリ協定の 1.5 度目標と整合的に 2020 年までに国別約束 (NRDC) における野心の引き上げを約束することを求めます。
- ◎ 石油、石炭やガスなどの化石燃料から 100%再生可能エネルギーに向け、石炭火力への公的資金を止め、エネルギー転換を加速させることを求めます。これについて、イノベーションや技術は、環境配慮型であるべきであり、CO2 固定・貯留・利用 (CCS・CCU) 技術、気候工学技術は回避すべきです。
- ◎ 2025 年までに化石燃料への補助金を撤廃することを求めます。
- ◎ 緑の気候基金の増資等を通じ、気候資金を拡大させ、資金に関し透明性と説明責任を確保することを求めます。カーボンプライシングを進展させることが必要です。

また、インフラ、生物多様性および海洋プラスチック汚染については、以下を提案します。

- ◎ インフラは脱炭素・参加型・気候にレジリエントなものであることが必要です。
- ◎ レジリエントな経済・エコシステム・社会への転換を支持し、生物多様性を保全することが必要です。
- ◎ シャルボア海洋プラスチック憲章への参加や目標設定等を通じて、海洋のプラスチック汚染を削減することが必要です。

5. ジェンダー（ジェンダー・ワーキング・グループ）

「ジェンダー」については、公正で持続可能な経済成長を達成するためには、ジェンダー平等と女性のエンパワメントこそが重要という、これまでの G20 での合意事項を、形にするように主張しています。具体的には、労働参加におけるジェンダーギャップを 2025 年までに 25%縮小するための国家行動計画を作成、実施するよう訴えています。ここでいうジェンダー平等には、性的少数者（LGBTQI）の経済的公正も含まれます。また労働参加という場合はディーセントワークであることが必要です。

- ◎ ジェンダーに基づく暴力およびハラスメントの防止、撤廃のため、国際基準にそった取り組みに拍車をかけるよう求めています。特に、現在進行中の、仕事の世界における暴力とハラスメント撤廃に関する ILO 条約に G20 の国々が採択、批准するよう求めています。また、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)が守られるよう情報、教育、社会的サービスの提供が重要であることを訴えています。
- ◎ 女性が多く担っているアンペイドワークを認識し、その再配分のための取り組みを強化するよう訴えています。アンペイドワークや暴力とハラスメント撤廃に関して、その背景として社会に根強い固定的な性別役割観やジェンダー観を打破するための取り組みの強化が必要であると主張しています。
- ◎ 女性および LGBTQI の人びとなどあらゆる人びとの決定への参加は、公正で質の高い、持続可能な経済成長に必要だと訴えています。また、質の高い教育も未来の仕事への参加に重要だと強調しています。
- ◎ G20 全体へのジェンダー視点の主流化を制度化するよう求めています。例えば、反腐敗活動計画 2019-2021 および関連の政策にジェンダー視点を含めるよう提案しています。また、デジタル経済におけるジェンダーギャップを埋めるための包括的な行動計画を求めています。ジェンダー統計の推進とともに、G20 に、ジェンダー平等に関するワーキング・グループを設置するよう強く求めています。

6. 国際保健（国際保健ワーキング・グループ）

「国際保健」については、（１）誰も取り残さないユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現、（２）ライフサイクル全体でとらえた高齢化と保健に関わる対策の実現、（３）研究開発の拡大と治療アクセスの両立および「アウトブレイク対策」を超えた緊急保健危機対策の実現を訴えています。

- ◎ 誰も取り残さない UHC については、まず保健財政として、どの国も GDP の 5 %以上を保健支出に充て、また、先進国が ODA の 0.7%目標を実現し、グローバルファンド（世界エイズ・結核・マラリア対策基金）をはじめとする多国間の資金メカニズムが十分な資金で課題に取り組めるようにすること、研究開発への投資の拡大を求めています。そのうえで、制度の谷間になったり、差別・偏見の対象となっている社会的集団を含め、誰もが必要な医療・保健サービスにアクセスできるような UHC の実現を訴えています。そのうえで、プライマリー・ヘルス・ケアの強化、母子保健・SRHR の強化、水・衛生や栄養課題への取り組みとの連携を訴えています。
- ◎ 高齢化については、単に「高齢者」の問題とするのではなく、ライフサイクル全体を見通したアプローチの必要性を強調しています。そのうえで、高齢者のケアへの支出は UHC の不可欠な部分として

位置づけること、認知症へのセクターの垣根を超えた対応を実現すること、非感染性疾患についてもライフサイクルでのアプローチ、および特に「食」をめぐる、健康を阻害する製品の排除と健康を促進する製品の推進を実現するための効率的な政策の実現を訴えています。

- ◎ 保健安全保障については、薬物耐性を克服する研究開発の促進と、研究開発費用の最終価格への反映を防止する新たなインセンティブの形成による医薬品アクセスの確保の両立を求めています。また、エボラ・ウイルス病など急性ウイルス感染については、アウトブレイク対策への十分な資金提供や能力向上に加え、「アウトブレイクへの対処」を超え、「アウトブレイクを起こさない」ための取り組みの強化を訴えています。

7. インフラ（インフラ・ワーキング・グループ）

「インフラ」については、2019年6月のG20サミットで合意予定の「質の高いインフラ」に関する原則において、以下の点を含めることを提案しています。

- ◎ 持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定などの重要な国際合意との整合性を確保すること。特に新たなエネルギー及び交通インフラ開発において1.5度の目標との整合性を確保すること。
- ◎ 持続可能な開発に関するホスト国の戦略や優先順位との整合性を確保すること。
- ◎ ステークホルダーの参加、ジェンダーへの配慮、障害者への配慮など、すべての人々の包摂性を確保すること。
- ◎ インフラ事業において適切な環境社会配慮が確保されるようにすること。すべての金融機関が適切な環境社会配慮政策を策定すること。
- ◎ 労働に関する国際基準に基づいて、団結権、団体交渉権、適正賃金、適切な労働条件などを含む建設労働者（特に移住労働者）の権利を保障すること。
- ◎ 腐敗防止策については、過去のG20で数多くのコミットメントがなされている中で、インフラ事業の立案から建設、供用、修繕に至るまで、これらの腐敗防止策を適切に実施すること。
- ◎ Open Contracting for Infrastructure Data Standard（OC4IDS）などを活用し、国際的な基準に基づいてインフラ事業の透明性を確保すること。Integrity Pactsなどを通じて、市民による独立した監視プロセスを支持すること。
- ◎ 更なる公的資金の増加、持続不可能な債務の予防と対処、通貨取引税などの新設等を講じること。
- ◎ PPPなどを通じて民間資金動員を行う際は、OCDS for PPP Frameworkなどの基準を適用し、政府保証や偶発債務の詳細など契約条件の透明性を確保して行うこと。

8. 国際財政構造（国際財政構造ワーキング・グループ）

「国際財政構造」については、主に、（1）金融フローにおける透明性の向上、（2）多国籍企業への課税に係る国際的制度の抜本的改革、（3）新たな金融危機の回避を目的とする金融規制の実施、および（4）貧困の増大、格差の拡大に繋がる債務問題への取り組み強化、の4点に焦点を当てて提言を作成しています。

- ◎ 金融フローの透明性向上に関しては、共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換の引続きの推進に加え、（信託、財団などを含む）全ての法的主体における実質的所有者の登録制度の構築が急務と考えます。
- ◎ 国際課税制度の抜本的改革に関しては、制度の部分的変更では無い抜本的改革を求めます。特に多

国籍企業への課税に関しては、全ての関連会社による多国籍企業全体の利益への貢献を考慮に入れ、それぞれの関連会社が経済活動を行う法域に利益を帰属させ納税する世界的システムの構築が重要と考えます。

- ◎ 新たな金融危機の回避を目的とする金融規制の実施に関しては、先ず G20 が新たな世界金融危機を避けるための新しい国際協調戦略の構築を図る必要であり、また、一方的な規制緩和を止め、「システム上重要な金融機関(SIFIs)」の規模、相関性、複雑性の減少を図るための規制が急務と考えます。加えて、証券化およびデリバティブ取引の新たな拡大の抑制が必要と考えます。
- ◎ 債務問題に関しては、持続不可能な債務が財政および社会に及ぼす悪影響の軽減を図るため、多角的な債務再編メカニズムの構築を図るための新たな議論を開始すべきと考えます。また、債務持続性評価については、国内債務、民間部門の対外債務、PPP（官民連携）、インフラ債権などを含む全てのリスクを対象とすべきであり、加えて、G20 は公的債務の世界的な登録制度の創設に努めるべきと考えます。
- ◎ SDGs 達成に向けてはさまざまな社会・環境・開発プロジェクトを推進する必要がある、『革新的資金調達』の手段として自国および複数の法域において金融取引税（FTT）、航空券連帯税などの国際連帯税を導入する必要があると考えます。

9. 労働・ビジネスと人権（労働・ビジネスと人権ワーキング・グループ）

「労働・ビジネスと人権」については、まず、世界人権宣言から 70 年の節目を経たものの、世界の人権や労働の状況は必ずしも改善しておらず、気候変動などの脅威やテクノロジーの導入の悪影響などにより、更に悪化している状況が世界中で見受けられることを懸念しています。そのうえで、G20 に向け、以下のことを提言しています。

- ◎ 労働・雇用については、労働市場で取り残されがちな若者の雇用を確保すること、児童労働、強制労働、人身取引、現代奴隷などを根絶するための具体的な方策を立案し実施すること、女性や障害者の労働参加のギャップを 2025 年まで 25%是正すること、法的かつ社会的な保護政策をインフォーマル経済の労働者や移民労働者／外国人労働者にも適用することを求めています。
- ◎ ビジネスと人権（責任ある企業行動）については、国連ビジネスと人権に関する指導原則を実行するためのロードマップ作成と着実な履行を行うこと、上記指導原則を実行するために G20 各国における国別行動計画の策定とデュー・ディリジェンスの推進と市民社会や地域社会の参加を確保すること、グローバルサプライチェーンにおける、人権と国際労働機関（ILO）の条約や勧告、すなわち、国際的な労働慣行、ディーセントワーク、生活賃金、透明性などを確保すること、実効性のある救済の確保と実施を求めています。
- ◎ また、デジタル経済については、障害者、女性、僻地などの多様なニーズに応えるべく、テクノロジーの研修や教育を包摂的に実施すること、テクノロジーへのアクセスにおける格差を解消するための包摂的な方策の作成と実施を行うこと、プライバシーとデータの保護を行うこと、デジタル経済の発展が及ぼすインパクトの国レベルでの評価システムを構築すること、人権保護や価値創出を実施するステークホルダーとの協働によって、サイバーセキュリティの強化を行うことを求めています。

グローバルサプライチェーンにおける透明性の確保とデュー・ディリジェンスの推進などの「責任ある企業行動」は、ここ数年 G20 において重要課題として議論されてきました。また、国際労働機関 (ILO)、経済協力開発機構 (OECD)、国連人権理事会をはじめとする国連機関など、国際機関において、条約、勧告、指針や指導原則などが次々と策定されてきました。労働・ビジネスと人権ワーキング・グループは、2019 年 G20 では、これまでの議論の積み重ねを実施へと転換させるべく、具体的な方策が議論されることを強く求めます。

10. 地域から世界へ（地域から世界へワーキング・グループ）

「地域から世界へ」では、主に市民社会スペースの問題について提言しています。市民社会組織 (CSO) は、強固な民主主義と包摂的な社会にとって不可欠な存在です。私たちは、持続可能な開発目標 (SDGs) への取り組みや自然災害や人道危機への対応だけでなく、政策決定におけるイノベーション推進や現地のニーズに合わせたサービス提供という役割も負っています。これらの役割を効果的に果たすために、CSO は合法的に運営するための環境が必要です。しかし、CIVICUS の 2018 年の報告によれば、市民社会は世界 111 カ国で深刻な制限を受けています。複雑な法人登記、困難な資金獲得、情報へのアクセス制限、脅迫、政府による監視などによって、市民社会に悪影響が及んでいます。

深刻な問題の一つに、銀行のリスク回避が挙げられます。外国送金の遅延、煩雑な手続き、口座の開設拒否など、テロ資金に利用されないよう銀行が採用するリスク回避手段が、CSO にとって脅威となっています。マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に関する国際的な政府間会合の金融活動作業部会 (FATF) は、政府が CSO を一様にテロ資金に利用される存在として扱ってはならない、と勧告しています。

私たちの社会には、CSO の活動を促進し支援する政府が必要です。同グループでは、強固な民主主義を築くために、G20 諸国に以下の措置を講じることを要請しています。

- ◎ 市民社会のための行動の自由を支援するための政策
 - 表現の自由、結社、そして平和的集会の自由に対するコミットメントを再確認する
 - 人権擁護者の犯罪化およびスティグマ化を終わらせるために具体的に行動する
- ◎ 市民社会組織の合法的な設立・運営を促進するための政策
 - CSO に関する法律や申請手続を円滑化する
 - 銀行のリスク回避による NPO への悪影響を認識・調査する
 - NPO 向け金融アクセスに関する G20 サブグループを設立する
 - FATF に対し、NPO や金融機関へのより包括的な指針を作成するよう奨励する
- ◎ 開発のための持続可能なパートナーシップを生み出すメカニズムを可能にする政策
 - 市民社会との連携ロードマップを含む、包括的なパートナーシップを採用する
 - SDGs 達成に向け、開発のためのマルチ・ステークホルダー・パートナーシップを構築・強化する

11. 貿易・投資（貿易・投資ワーキング・グループ）

「貿易・投資」については、(1) WTO 体制からメガ FTA が推進されてきた約 25 年間に、自由貿易がもたらしてきた利点と負の側面を改めて検証する、(2) 米国の TPP 離脱、米中貿易紛争などの

国際貿易体制の変化をふまえつつ、WTO 体制の意味と課題を整理する、(3) デジタル経済の推進などの新たな潮流を視野に入れる、という点を前提としながら、以下の点を提言しています。

- ◎ 国連の「持続可能な開発目標」/2030 アジェンダを、G20 のための原則とするべきです。これまでの貿易・投資協定の下での資源集約的経済システムは、すでに限界に達しており、この方法を維持する限り、「2030 アジェンダ」(SDGs) を達成することができません。持続可能な成長のためには、新しい経済政策(規制、税制、様々な社会制度、労働法、環境法など)と矛盾しない貿易協定が必要です。
- ◎ 世界の主流である家族・小規模農家が過度にグローバル市場に接合させられ、アグリビジネスと競争を強いられるのではなく、地元・国内市場において食料を持続可能に生産・提供できるような貿易協定の規律が必要です。
- ◎ 幅広い分野を含むサービス貿易の自由化によって、労働者の権利(特に女性)が後退しないこと、また公共サービスの民営化による地域主権や自治が侵害されないようにすることが必要です。
- ◎ 貿易および投資協定から、公共政策よりも投資家が優位となる投資家対国家紛争解決(ISDS)を取り除くべきです。すでにいくつかの国では ISDS を貿易・投資協定から除外する動きがある中、G20 が率先する必要があります。
- ◎ 現在、行われている一部の先進国主導の WTO 改革は、貧困国や発展途上国のニーズに応えるための特別待遇などの既存の規則を損なう可能性があります。G20 は、すでに存在する世界的な経済的不平等を可能な限り是正するような形で、民主的な意思決定機関としての WTO 改革をめざすべきです。
- ◎ 貿易交渉の透明性を高め、より多くのステークホルダーの参画が保障されるべきです。これらは民主主義のコストとして認識されるべきです。

12. デジタル経済(デジタル経済タスク・グループ)

デジタル経済および科学技術イノベーションは、市民社会として取り組むべき新たな分野であり、非常に大きな挑戦が待ち構えています。市民社会として、現在のデジタル経済の拡大には大別して5つの課題があります。(1) 権利の課題、(2) 社会の課題、(3) 環境の課題、(4) 平等・衡平性の課題、(5) ガバナンスの課題です。

- ◎ 権利の課題：個人のデータは人権そのものであり、個人情報保護はデジタル社会における人権の根幹にかかわります。デジタル化の促進によるオートメーション化の究極の拡大は、労働権にとっての脅威ともなります。
- ◎ 社会の課題：デジタル化は産業、労働、文化の在り方も大きく変えます。失業の問題は単に「再教育と定着」といったマジックワードのみで対処できるわけではなく、社会・経済的ショックを緩和するための時間をかけた包摂的な移行プロセスを必要としています。
- ◎ 環境の課題：デジタル化に必要なハード機材の整備は、より多くのエネルギーや希少金属の使用を必然化します。また、廃棄物もより多く排出される危険性があります。これは地球規模の環境破壊

や資源の減少、資源国での紛争の激化を招く可能性があります。

- ◎ 平等・衡平性の課題：デジタル経済の拡大は、収益構造のグローバル化をもたらす一方で、再分配は国民国家に据え置かれているため、地球規模の格差拡大をもたらします。一方、遺伝資源の利用に関しても、知的財産権の濫用などにより先住民の権利や自然資源の保護が脅かされ、格差のさらなる拡大を生む可能性があります。
- ◎ ガバナンスの課題：現在、デジタル経済や科学技術イノベーションに関する多国間の効果的なガバナンス枠組みは存在しません。このままでは、効果的な管理・統制手段がないまま巨大資本のもとでデジタル化・科学技術イノベーションが進行し、上記の問題がグローバルに拡散・拡大することは必定です。
- ◎ 取り組みの方向性：デジタル化においてアカウンタビリティ、透明性、各種セクターの信頼性を確保するには、全ての国家が参加した、グローバル・ガバナンスのためのメカニズムのための構築が必要です。また、個人情報保護やデジタル化の中での個人の権利の確立のためのグローバルな枠組み作り、デジタル化によって生じるジェンダー関連の暴力（サイバー・バイオレンス）を防止し女性の権利を守るための政策、デジタル化による社会・文化的インパクトの調査、伝統的な知識や先住民の権利を保護するための政策、デジタル化によるエネルギー消費の拡大や環境へのインパクトに関する緊急の調査、電子商取引の拡大による富の独占や格差拡大に対する、国際課税などの政策の形成などを緊急に検討していく必要があります。



C20 official website

<https://civil-20.org/>

facebook

<https://www.facebook.com/civilsociety20>

twitter

https://twitter.com/c20_2019

Instagram

https://www.instagram.com/c20_2019/

Spread the words with a hashtag
#G20takeaction